

相続人特定が  
難しい

こんなケースは

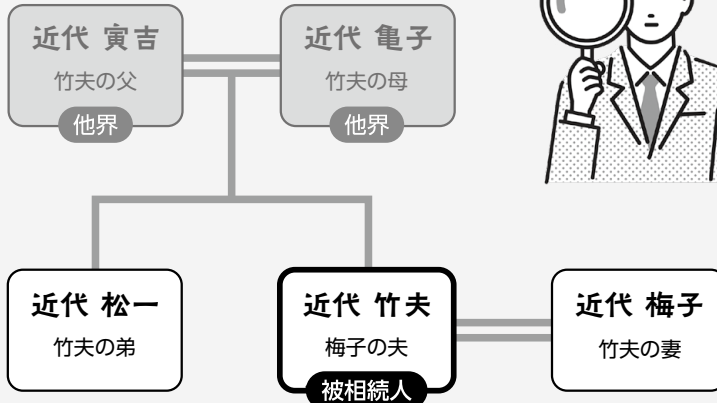
戸籍の“ココ”を確認しよう!

ここでは、相続人の特定が難しいケースを挙げ、戸籍のどの部分をどう読み解いていけばよいかポイントを解説します。

税理士法人 SBL 代表社員  
税理士／行政書士／CFP®

八木 正宣

ヒアリングなどで得た  
確認の前提となる家族構成等の情報



CASE

被相続人に子・親がおらず  
「配偶者」や「兄弟」がいる

1

ケースでは、被相続人に子がおらず、父母など直系尊属もすでに死亡している場合の戸籍の確認方法について解説します。

死亡時の戸籍から  
遡上して考える

相続預金の払戻し手続きにおいては、相続届に記載された相続人が正当な相続人であることを確認するために、次の書類を取得する必要があります。

①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本

②相続人の現在の戸籍謄本

まず最初に、被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本を確認します(サンプル①)。戸籍事項欄に「平成6年法務省令による改製」とあり、改製日は平成20年2月2日となっています。この戸籍謄本は、コンピュータ化後の戸籍であって、平成20年2月2日から戸籍謄本の発行日までの戸籍を証明するも

## サンプル① 被相続人である竹夫の現在戸籍

全部事項証明	
本籍氏名	東京都文京区後楽4丁目4番4号 近代竹夫
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成20年2月2日 ● 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製 ●
戸籍に記載されている者  除籍	【名】竹夫 ● 【生年月日】昭和30年3月3日 【配偶者区分】夫 【父】近代寅吉 【母】近代亀子 【続柄】長男
身分事項	
死亡	【死亡日】令和5年4月1日 ● 【死亡時分】午前4時40分 【死亡地】東京都文京区 【届出日】令和5年4月2日 【届出人】妻
戸籍に記載されている者	【名】梅子 ● 【生年月日】昭和35年5月5日 【配偶者区分】妻 【父】山田熊五郎 【母】山田ツル 【続柄】二女

まず死亡の事実が記載された戸籍謄本を確認。改製日と改製事由を確認

戸籍の筆頭者である竹夫が死亡していること、その死亡日を確認

妻、梅子の存命を確認。相続人が1人確定

のです。

戸籍の筆頭者は夫である竹夫さんです。身分事項に「除籍」および「死亡」の記載があり、竹夫さんは、令和5年4月1日に死亡したことが確認できました。戸籍の筆頭者が死亡したとしても、その戸籍に在籍する人がいるかぎりその謄本は閉鎖されません。同じくこの戸籍において、妻梅子さんの存命を確認することができました。配偶者は常に相続人となりますので、梅子さんは竹夫さんの相続人として確定しました。

相続手続きを行うにあたっては、戸籍謄本等を、最新のものから1つずつさかのぼって確認することが重要になります。

次に平成20年2月2日より前の戸籍を確認します（**サンプル②**）。同じ本籍地においてコンピュータ化前の戸籍があり、この戸籍謄本は「婚姻の届出により昭和58年5月8日に編製」されてから、「平成6年法務省令

## サンプル② 竹夫の婚姻時に編製された戸籍

## サンプル③ 竹夫の父、寅吉の婚姻時に編製された戸籍

改製原戸籍 平成六年法務省令第五十一号附則第一項による改製につき平成式拾年参月式日消除

本籍	東京都文京区後楽四丁目四番四号
氏名	近代 竹夫

婚姻の届出により昭和五拾八年五月八日編製	昭和参拾年参月参日兵庫県西宮市で出生同日父届出入籍
昭和五拾八年五月八日山田梅子と結婚届出兵庫県西宮市甲子園口	昭和参拾年参月参日
七丁目七番七号近代寅吉戸籍から入籍	

父	近代寅吉	母	亡	妻	亡	夫	竹夫	出生	昭和参拾年参月参日
---	------	---	---	---	---	---	----	----	-----------

改製日を確認。サンプル①の戸籍の改製日とつながっていることを確認

婚姻届の提出のタイミングで編製されたものだと確認

竹夫の父寅吉と、母亀子の死亡を確認

昭和32年4月4日に、弟の松一が誕生していることを確認

竹夫の父、寅吉の婚姻を機に編製されたものだと確認

改製原戸籍 平成六年法務省令第五十一号附則第一項による改製につき平成式拾参年六月六日消除

本籍	兵庫県西宮市甲子園口七丁目七番七号
氏名	近代 寅吉

婚姻の届出により昭和参拾八年参月八日編製	昭和八年八月八日兵庫県西宮市で出生同日父届出入籍
昭和参拾八年参月八日山本龟子と結婚届出兵庫県西宮市甲子園口七丁目七番七号近代元戸籍から入籍	昭和八年八月八日
平成参拾九年九月九日午前九時九分尼崎市で死亡同日親族近代龟子届除籍	

昭和参拾参年参月参日京都府綾部市で出生同日父届出同日市長から送付入籍	昭和八年参月八日近代寅吉と婚姻届出京都府綾部市中町老丁目壹番地山本龍之介戸籍から入籍
平成式拾参年参月式日午前四時四分尼崎市で死亡同日親族近代竹夫届除籍	

昭和参拾参年参月参日兵庫県西宮市で出生同日父届出入籍	昭和五拾八年五月八日山田梅子と結婚届出同月八日東京都文京区長から送付東京都文京区後楽四丁目四番四号に夫の氏の新戸籍編製につき除籍
昭和参拾参年参月参日	

昭和参拾参年四月四日兵庫県西宮市で出生同日父届出入籍	昭和六拾参年五月参日仁藤ふたばと結婚届出同月八日愛知県名古屋市中東区長から送付同区大幸南六丁目六番六号に夫の氏の新戸籍編製につき除籍
昭和参拾参年四月四日	

サンプル④ 竹夫の弟、松一の現在戸籍

全部事項証明	
本籍 氏名	愛知県名古屋市東区大幸南6丁目6番6号 近代 松一
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成21年6月6日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	●松一 【生年月日】昭和32年4月4日 【配偶者区分】夫 【父】近代寅吉 【母】近代亀子 【続柄】二男

松一の存命を確認。2人目の相続人が確定

改製日を確認。戸籍法改正でコンピュータ処理が可能となった後のもの

による改製につき平成20年2月2日消除」されるまでの戸籍を証明します。この戸籍においても竹夫さんに子の存在は確認できず、梅子さんとの間には子

がないことがわかりました。相続人となるべき親族には順位が定められています。第1順位の子がない場合には、第2順位の直系尊属（両親・祖父

母）が相続人となります。

相続順位第2位の直系尊属の死亡を確認

子がいない場合には、相続順位第2位である直系尊属の存在と、現在存命であるかどうかについて、確認しなければなりません。

サンプル③は竹夫さんの婚姻前の戸籍で、父の近代寅吉さんが昭和28年2月8日に婚姻したことを機に新しく編製されたものになります。

また、竹夫さんの出生日が昭和30年3月3日なので、この戸籍が「出生」から「婚姻」により竹夫さんが昭和58年5月8日に除籍」されるまでの戸籍を証明するものになります。

この戸籍では、父寅吉さんが平成19年9月9日、母亀子さんは平成22年2月2日に共に死亡していること、および父寅吉さんと母亀子さんが結婚した後、長男の竹夫さんが誕生し、その後昭和32年4月4日に次男の松

一さんが出生したことがわかります。

相続順位第1位の子および第2位の直系尊属がない場合には、第3位の兄弟姉妹が相続人になります。

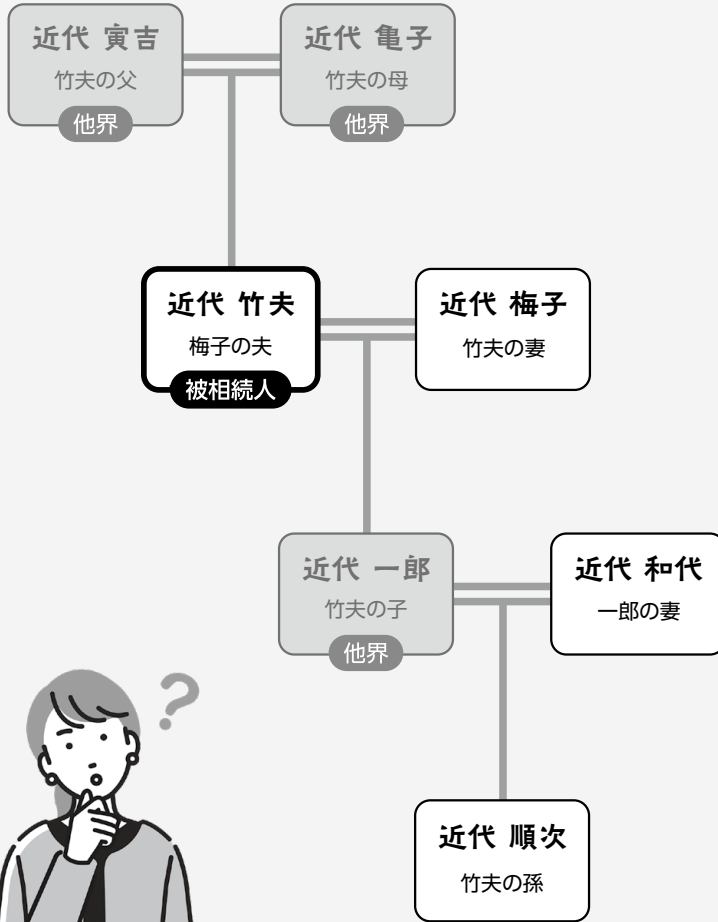
第3位の兄弟姉妹の現在戸籍で存命を確認

そこで、現在兄弟姉妹が存命かどうかをその兄弟の現在の戸籍で確認しなければなりません。松一さんは昭和63年5月3日に結婚し、寅吉さんの戸籍から除籍されて愛知県名古屋市東区において新しく戸籍が編製されました。

サンプル④が平成21年6月6日にコンピュータ化された現在の松一さんの戸籍となります。この戸籍において松一さんの存命が確認できました。

こうした確認を経て、ケース1の相続人は、配偶者である梅子さんと、弟である松一さんの2名となります。

ヒアリングなどで得た  
確認の前提となる家族構成等の情報



CASE

被相続人の子は亡くなっていたがその子どもである「孫」と「配偶者」は生きている

2

ケース2では、相続人である子がすでに死亡していた場合の戸籍の確認方法について解説します。ここでもケース1と同様に、まず確認すべきは被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本です。押さえるべきポイントはケース1と同様ですので、P21のサンプル①を確認してください。

戸籍の確認は最新から  
やかのぼるのが鉄則

相続手続きにおいて、戸籍は最新のものから1つずつさかのぼって戸籍謄本等を確認していくことが重要です。戸籍事項欄に「平成6年法務省令」による改製」とあり、改製日は平成20年2月2日となっています。この戸籍謄本は、戸籍法改製によるコンピュータ化後の戸籍であって、改製日から戸籍謄本の発行日までの戸籍を証明するものです。

竹夫さんの身分事項の「除

サンプル⑤

竹夫の婚姻時に編製された戸籍

改製原戸籍 平成六年法律省令第五十一号附則第二(第一項)による改製につき平成三拾年参月式日消除

本籍		東京都文京区後楽四丁目四番四号		氏名		近代竹夫	
婚姻の届出により昭和五拾八年五月八日編製				昭和参拾年参月参日兵庫県西宮市で出生同日父届出入籍			
昭和五拾八年五月八日山田梅子と結婚届出兵庫県西宮市甲子園口				昭和参拾年参月参日			
七丁目七番七号近代寅吉戸籍から入籍				昭和参拾年参月参日			
父	母	夫	妻	父	母	夫	妻
亡	亡	亡	亡	亡	亡	亡	亡
近代寅吉	龟子	竹夫	梅子	近代竹夫	梅子	竹夫	梅子
長男	男	男	女	長男	男	男	女
出生		出生		出生		出生	
昭和参拾年参月参日		昭和参拾年参月参日		昭和参拾年参月参日		昭和参拾年参月参日	

竹夫が昭和58年5月8日に婚姻したときに新しく編製され、様式改製により平成20年2月2日に消除されるまでの戸籍

婚姻を機に一郎は除籍となり、新たな戸籍が千葉県千葉市に編製されているとわかる

「および「死亡」の記載から竹夫さんの死亡と、相続人である妻梅子さんの生存を確認することができました。

次に1つ前の戸籍にさかのぼってみましょう。同じ本籍地においてコンピュータ化前の戸籍がありました(サンプル⑤参照)。

この戸籍謄本は、「婚姻の届出により昭和58年5月8日編製」されてから、「平成6年法律省令による改製につき平成20年2月2日消除」されるまでの戸籍を証明します。この戸籍で、長男である一郎さんの出生と婚姻による除籍が確認できました。

竹夫さんにほかに子がいないかどうかを確認するため、さらに戸籍をさかのぼっていきま

ます。さらに1つ前の戸籍は竹夫さんの婚姻前の戸籍で、竹夫さんの父寅吉さんを筆頭者とする戸籍になります(P22)

以上の戸籍をさかのぼって子を確認する結果、サンプル⑤で一郎さんの存在を確認することができました。

次の段階として、相続人候補である一郎さんが存命かどうかを戸籍で確認しなければなりません。サンプル⑤によれば、平成20年1月14日に婚姻により千葉県千葉市に新しく一郎さんを筆頭者とする戸籍が編製されています。そのため、現在の一郎さんの存命について、千葉市にある一郎さんの戸籍謄本を入手して確認する必要があります。

**被相続人に婚姻している子がいる場合の対応とは**

## サンプル 6

## 一郎の現在戸籍

除籍とあることから、一郎が令和4年4月4日に死亡していたことがわかる

一郎には、順次という子がおり、その存命が確認できる

全部事項証明	
本籍氏名	千葉県千葉市美浜区美浜2丁目2番地 近代 一郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成22年3月3日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	<p>【名】 一 郎</p> <p>【生年月日】昭和63年6月3日      【配偶者区分】夫</p> <p>【父】近代竹夫</p> <p>【母】近代梅子</p> <p>【続柄】長男</p>
除 籍	
死亡	<p>【死亡日】令和4年4月4日</p> <p>【死亡時分】午後4時4分</p> <p>【死亡地】千葉県美浜区</p> <p>【届出日】令和4年4月5日</p> <p>【届出人】妻 近代和代</p>
戸籍に記載されている者	<p>【名】順 次</p> <p>【生年月日】平成21年6月9日</p> <p>【父】近代一郎</p> <p>【母】近代和代</p> <p>【続柄】長男</p>

一郎さんの現在戸籍は**サンプル⑥**のとおりです。一郎さんの身分事項に「除籍」および「死亡」の記載があり、一郎さんは令和4年4月4日に死亡していることがわかりました。また同時に、一郎さんには、順次さんという子がおり、その順次さんの存命が確認できました。

相続人である子がすでに死亡していた場合には、その死亡した相続人の出生から死亡までの戸籍謄本が必要になります。その死亡した相続人に子がいれば、相続人の地位は、その子に代襲されるためです。

代襲相続とは、相続人となる予定であった「子」または「兄弟姉妹」が相続発生時に死亡・相続欠格・相続廃除を原因として相続権を失った場合、本来相続人となる予定であった人に代わり、その人の「子」が相続分を承継する制度です（**図表**）。

なお、相続人が子である場合の代襲相続は、何代でもその直

サンプル⑦

一郎の婚姻時に編製された戸籍

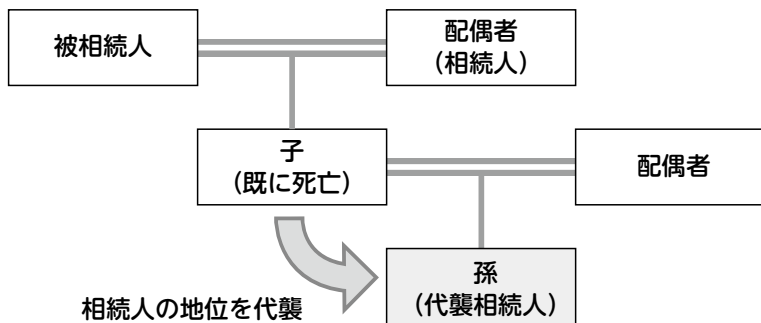
改製原戸籍 平成六年法務省令第五十一号附則第三(第一項)による改製につき平成式拾参年参月参日消除

本籍 千葉県千葉市美浜区美浜二丁目二番地		氏名 近代 一郎	
婚姻の届出により平成式拾参年参月拾四日編製			
昭和六拾参年六月参日東京都文京区で出生同日父届出入籍		父 近代 竹夫 長	
平成式拾四年四月式拾日古代和代と婚姻届出東京都文京区後楽四丁目四番四号近代竹夫戸籍から入籍		母 梅子 男	
平成式拾参年六月九日千葉県美浜区で出生同日父届出入籍		父 近代 一郎 長	
母 和代 男		夫 一郎 男	
出生 平成式拾参年六月九日 順次		出生 昭和六拾参年六月参日	

一郎が平成20年1月14日に婚姻したときに新しく編製され、様式改製により平成22年3月3日に消除されるまでの戸籍

順次以外の子の存在は確認できない

●代襲相続の仕組み



ほかにも子もかいないか  
さかのぼって戸籍を確認

系卑属に代襲されますが、兄弟姉妹が相続人である場合の代襲相続については、1代のみ認められています。

一郎さんの代襲相続人の確

認は、**サンプル⑥**の戸籍で終わりではありません。平成22年3月3日に戸籍がコンピュータ化される前の改製原戸籍を取得し、順次さん以外に子が存在するかを確認しなければなりません。なぜなら改製原戸籍で子が婚姻等により除籍されていた場合、その子は次の戸籍に引き継がれないため、**サンプル⑥**だけではほかの子の存在を確認できないからです。

1つ前の改製原戸籍は、一郎さんが平成20年1月14日に結婚したときに竹夫さんの戸籍から除籍して新しく編製されたものです(**サンプル⑦**)。

この戸籍においても、順次さん以外に子の存在は確認できませんでしたので、竹夫さんの相続人は、妻梅子さんと、一郎さんの代襲相続人である順次さんの2人ということになります。

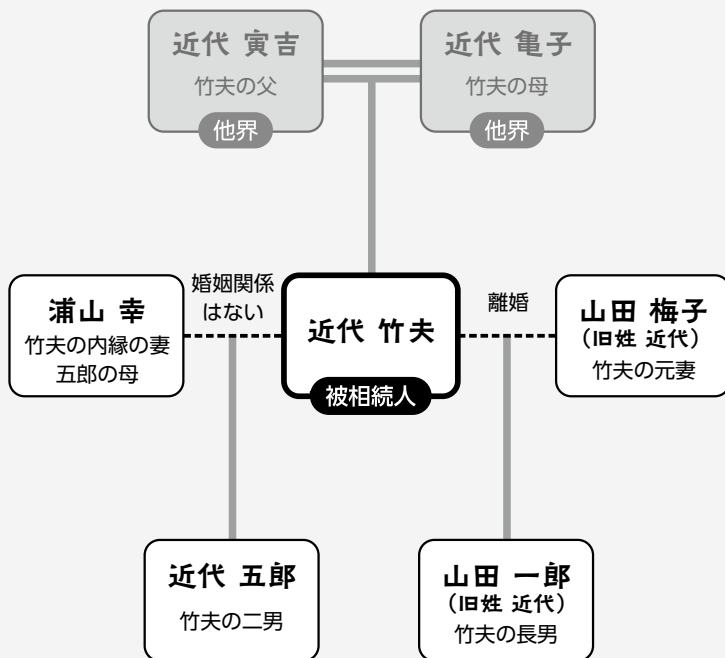
また一郎さんの相続権はその子である順次さんに引き継がれることとなります。



## 被相続人には離婚歴があり、「前妻との子ども」と「認知した非嫡出子」がいる

3

ヒアリングなどで得た  
確認の前提となる家族構成等の情報



ケ

ケース3では、前妻の子（嫡出子）と内縁の妻との間の子（非嫡出子）が相続人である場合の戸籍の確認方法について解説いたします。

非嫡出子とは、法律上で婚姻関係を結んでいない男女の間に生まれた子のことです。それに対して婚姻関係にある男女間に生まれた子を嫡出子と呼びます。

平成25年に民法が改正されるまでは、非嫡出子の法定相続分は嫡出子の1/2とされていました。しかし民法改正によって、現在はどちらも同じ法定相続分となっています（**図表**）。

それでは、まず被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本を確認してみましょう（**サンプル⑧**）。戸籍事項欄に「平成6年法務省令による改製」とあり、改製日は平成20年2月2日となっています。

この戸籍謄本は、コンピュータ化後の戸籍であり、平成20年

## サンプル⑧ 被相続人である竹夫の死亡が記載された戸籍

全部事項証明	
本籍氏名	東京都文京区後楽4丁目4番4号 近代竹夫
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成20年2月2日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	<p>【名】竹夫</p> <p>【生年月日】昭和30年3月3日 【配偶者区分】夫</p> <p>【父】近代寅吉</p> <p>【母】近代亀子</p> <p>【続柄】長男</p>
身分事項	
死亡	<p>【死亡日】令和5年4月1日</p> <p>【死亡時分】午前4時40分</p> <p>【死亡地】東京都文京区</p> <p>【届出日】令和5年4月2日</p> <p>【届出人】二男</p>
戸籍に記載されている者	<p>【名】五郎</p> <p>【生年月日】平成13年1月3日</p> <p>【父】近代竹夫</p> <p>【母】浦山幸</p> <p>【続柄】二男</p>

竹夫の死亡が確認できる

二男の五郎と長男の存命が確認できる

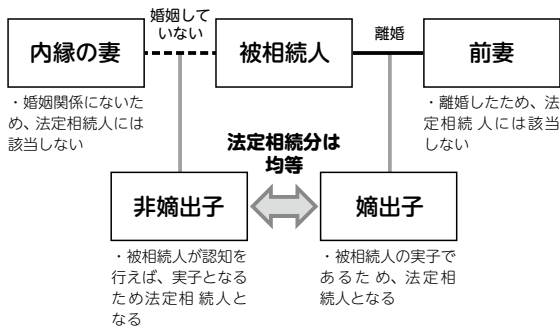
五郎の母が近代梅子ではなく、浦山幸という人物であることが確認できる

2月2日から戸籍謄本の発行日までの戸籍を証明するものです。ここからは、主に3つのことがわかります。

1つ目は、竹夫さんの身分事項に「除籍」および「死亡」の記載があるため、竹夫さんがすでに亡くなっていること、2つ目は、相続人として、次男の五郎さんの存命を確認することができる点です。

そして最後に、五郎さんの続

### ●嫡出子・非嫡出子の法定相続分



サンプル⑨ 竹夫の婚姻時に編製された戸籍

改製原戸籍 平成六年法律省令第五十一号附則第二一条第一項による改製につき平成式拾年式月式日消除印

本籍 東京都文京区後楽四丁目四番四号  
 氏名 近代 竹夫

婚姻の届出により昭和五拾八年五月八日編製印

昭和参拾年参月参日兵庫県西宮市で出生同日父届出入籍印  
 昭和五拾八年五月八日山田梅子と結婚届出兵庫県西宮市甲子園口七丁目七番七号近代寅吉戸籍から入籍印  
 妻梅子と協議離婚届出平成拾貳年参月拾貳日受付印

平成拾参年参月拾日三重県津市津九番浦山幸同籍五郎を認知届出印  
 昭和参拾五年五月五日大阪府西区で出生同日父届出入籍印  
 昭和五拾八年五月八日近代竹夫と婚姻届出大阪府西区千代崎参番地山田熊五郎戸籍から入籍印

夫竹夫と協議離婚届出平成拾貳年参月拾貳日受付印大阪府西区千代崎参番地に新戸籍編製につき同日除籍印

昭和六拾参年六月参日東京都文京区で出生同日父届出入籍印  
 平成拾貳年参月拾貳日父母協議離婚親権者を母梅子と定める届出印  
 平成拾参年参月拾貳日母の氏を称する入籍親権者母届出大阪府西区千代崎参番地山田梅子戸籍に入籍につき除籍印

平成拾参年参月参日大阪府福島区で出生同日母届出入籍印  
 平成拾参年参月拾日三重県津市津九番浦山幸同籍五郎を認知届出印  
 平成拾四年拾月四日父の氏を称する入籍親権者母届出三重県津市津九番浦山幸戸籍から入籍印

生	出	母	父	生	出	母	父	生	出	妻	母	父	生	出	夫	母	父
平成拾参年参月参日		浦山 幸	近代 竹夫	昭和六拾参年六月参日		梅子	近代 竹夫	昭和参拾五年五月五日		梅子	山田 熊五郎	ツル	昭和参拾年参月参日		竹夫	亡 龟子	亡 近代寅吉
		男	二			男	長			女	二				男	長	

平成13年1月3日に竹夫と浦山幸との間に、二男五郎が生まれたことがわかる

竹夫と梅子の離婚に伴い、一郎が戸籍から除籍されていることがわかる

平成12年1月12日、梅子と協議離婚したことがわかる。これにより梅子は相続人ではなくなる

昭和58年5月8日に梅子と婚姻したことがわかる

柄から長男の存在が推測されます。また五郎さんの母の姓が異なっていることから何らかの事情があることがわかります。次に1つ前の戸籍にさかのぼって確認します。同じ本籍地においてコンピュータ化前の戸籍がありました(サンプル⑧)。

この戸籍謄本は、「婚姻の届出により昭和58年5月8日編製」されてから、「平成6年法律省令」による改製につき平成20年2月2日消除」されるまでの戸籍を証明します。

この戸籍では、まず「梅子さんとの婚姻」「長男である一郎さんの出生」「梅子さんとの協議離婚」「離婚に伴う一郎さんの除籍」が確認できました。

梅子さんは婚姻中であれば、配偶者として法定相続人となりますが、離婚されたため法定相続人とはなりません。また一郎さんは離婚に伴い梅子さんの戸籍に転籍されましたが、竹夫さんの実子であるため法定相続人

サンプル⑧・⑨の戸籍で竹夫と浦山幸の婚姻は確認できない。そのため浦山幸は相続人にならない

昭和63年6月3日、東京都文京区で、長男一郎が生まれたことがわかる

サンプル 10 一郎の現在戸籍

全部事項証明	
本籍 氏名	和歌山県和歌山市七番丁789番地 山田 一郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成28年2月8日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】一 郎 【生年月日】昭和63年6月3日 【配偶者区分】夫 【父】近代竹夫 【母】山田梅子 【続柄】長男

一郎は和歌山市に自身の戸籍があり、結婚していること、存命であることがわかる

平成14年10月4日、五郎が近代姓となり、母浦山幸の戸籍から父竹夫の戸籍へと転籍していることがわかる

平成13年3月10日に五郎を認知したことがわかる。これにより、一郎と等しく相続権を有することに

となり、  
婚姻関係にない相手との間に  
子どもがいたことが発覚…

親権者が相手方となった  
子の現在戸籍を確認する

そして、この戸籍では梅子さんとの協議離婚の後、浦山幸さんとの間に、平成13年1月3日に五郎さんが誕生していることがわかります。浦山幸さんとは**サンプル⑨**の戸籍、その後の**サンプル⑩**の戸籍においても婚姻の記載がありませんでした。よって浦山幸さんは相続人とはなりません。

一方で五郎さんは、父である竹夫さんが平成13年3月10日に認知を行った実子であり、一郎さんと等しく相続権を有することになります。

父の認知のみであれば、母の戸籍に在籍されたままとなりますが、その後平成14年10月4日に近代姓への変更とともに、母浦山幸さんの戸籍から、父竹夫さんの戸籍へと転籍されています。

2人の実子のうち五郎さんの生存については**サンプル⑧**で確認できました。仮に竹夫さんの戸籍へ転籍されていない場合には、五郎さん本人の協力を得て五郎さんの現在戸籍を取得しなければなりません。

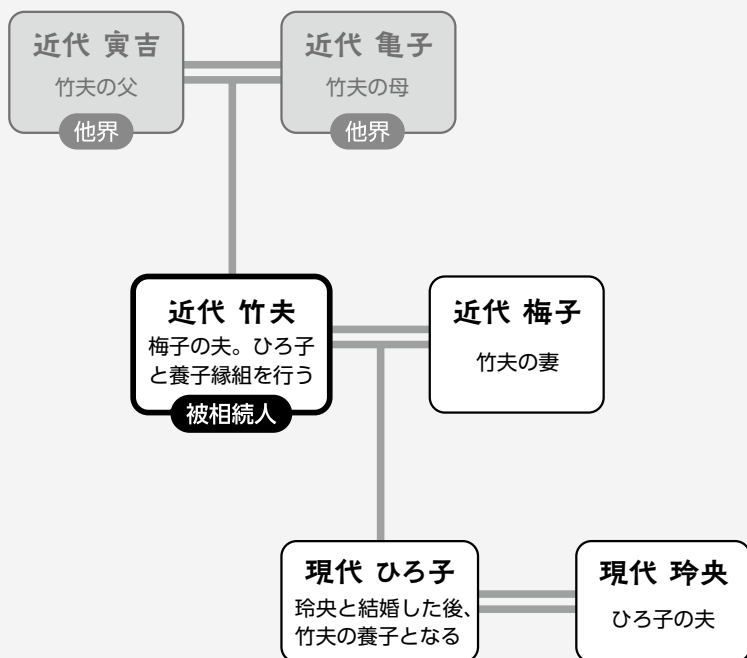
一郎さんについては、親権者である母梅子さんの戸籍へ転籍されているため、その後の一郎さんの戸籍上の足取りは、竹夫さんの戸籍から読み取ることができません。一郎さんの現在の戸籍を確認するためには、直接一郎さんか母梅子さんに依頼しなければなりません。

ここで、一郎さんの現在の戸籍を確認します(**サンプル⑩**)。結婚後、和歌山に戸籍が作製されておられ、存命が確認できました。よってこのケースの相続人は、実子である一郎さんと五郎さんの2名となります。

## 被相続人が養子縁組を行っており 相続人が「配偶者」および「養子」である

4

ヒアリングなどで得た  
確認の前提となる家族構成等の情報



ケ

ース4では、養子縁組があつた場合の戸籍の確認方法について解説します。

養子縁組は、当事者の合意に基づいて市区町村役場に「養子縁組届」を提出することで成立します。養子となった人は、相続においては養子縁組の日より実子と同様に扱われます。仮に養子がすでに死亡していた場合には、養子縁組後にその養子に子が誕生していればその子が代襲することになります。

ここでは、「婚姻によって氏を改めた者」が養子となった場合の戸籍をみていきます。

### 戸籍をさかのぼって 子の存在を確認

それでは、まず被相続人の死亡の事実が記載された戸籍謄本を確認します（サンプル④）。戸籍事項欄に「平成6年法務省令による改製」とあり、改製日は平成20年2月2日となっています。この戸籍謄本はコンビニ

## サンプル① 被相続人である竹夫の現在戸籍

全部事項証明	
本籍氏名	東京都文京区後楽4丁目4番4号 近代竹夫
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成20年2月2日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者  除籍	【名】竹夫 【生年月日】昭和30年3月3日 【配偶者区分】夫 【父】近代寅吉 【母】近代亀子 【続柄】長男
身分事項  養子縁組	【縁組日】令和3年3月3日 ● 【共同縁組者】妻 【養子氏名】現代ひろ子 【養子の戸籍】埼玉県所沢市大字上山口壺丁目壺番 現代玲央 【送付を受けた日】令和3年3月4日 【受理者】埼玉県所沢市長
死亡	【死亡日】令和5年4月1日 ● 【死亡時分】午前4時40分 【死亡地】東京都文京区 【届出日】令和5年4月2日 【届出人】妻
戸籍に記載されている者	【名】梅子 ● 【生年月日】昭和35年5月5日 【配偶者区分】妻 【父】山田熊五郎 【母】山田ツル 【続柄】二女

竹夫に養子が1人いることを確認

戸籍の筆頭者である竹夫が死亡していること、その死亡日を確認

妻、梅子の存命を確認。相続人が1人確定

ユータ化後の戸籍であり、平成20年2月2日から戸籍謄本の発行日までの戸籍を証明するもので、竹夫さんの身分事項に「除籍」および「死亡」の記載から竹夫さんの死亡と、相続人である妻梅子さんの生存を確認することができました。

さらにこの戸籍では、身分事項に「養子縁組」の記載があり、現代ひろ子さんと令和3年3月3日に養子縁組したことが確認できました。なお、普通養子縁組制度では、サンプルのように戸籍に養子縁組の情報が記載されませんが特別養子縁組制度による縁組の場合には、戸籍には実子と同様の内容で記載されます。

この戸籍にひろ子さんは在籍しておらず、婚姻して夫の戸籍に在籍しています。そのためひろ子さんが存命かどうかはこの戸籍では不明です。

次に平成20年2月2日に改製前の戸籍をさかのぼって確認し

## サンプル 12

## 養子である現代ひろ子の現在戸籍

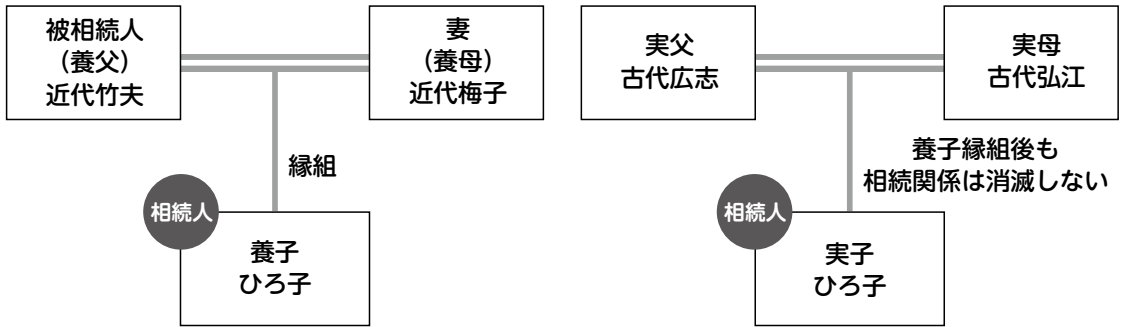
全部事項証明	
本籍氏名	埼玉県所沢市大字上山口壱丁目壹番 現代 玲央
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成25年2月5日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	<p>【名】ひろ子</p> <p>【生年月日】昭和59年9月5日      【配偶者区分】妻</p> <p>【父】 古代広志</p> <p>【母】 古代弘江</p> <p>【続柄】長女</p> <p>●【養父】近代竹夫</p> <p>【養母】近代梅子</p> <p>【続柄】養女</p>
身分事項	<p>● 養子縁組</p> <p>【縁組日】令和3年3月3日</p> <p>【養父氏名】近代竹夫</p> <p>【養母氏名】近代梅子</p> <p>【養親の戸籍】東京都文京区後楽4丁目4番4号 近代竹夫</p>

ひろ子が竹夫と養子縁組を行っており、存命であることを確認

ます。同じ本籍地にコンピュータ化前の戸籍があり、それがケース1における**サンプル②**（P22）です。この戸籍謄本は、「婚姻の届出により昭和58年5月8日に編製」されてから、「平成6年法務省令による改製につき平成20年2月2日消除」されるまでの戸籍を証明します。この戸籍では竹夫さんの子の存在は確認できません。

相続手続きでは、被相続人の出生から死亡までの戸籍を確認しなければならず、竹夫さんの婚姻前の戸籍はケース1における**サンプル③**（P22）で、兵庫県西宮市の近代寅吉さんを筆頭者とする戸籍になります。竹夫さんの父の近代寅吉さんの戸籍が昭和28年2月8日に婚姻を機に新しく編製され、その後に竹夫さんが昭和30年3月3日に出生しています。この戸籍が「出生」から「婚姻により竹夫さんが昭和58年5月8日に除籍」されるまでの戸籍を証明します。

## ●普通養子縁組による相続関係



ここまでサンプル①、サンプル②、サンプル③から竹夫さんには実子の存在を確認することができませんでした。

### 養子縁組を行った 養子の現在の戸籍を確認

続いて、ひろ子さんの現在の戸籍を確認します（サンプル④）。ひろ子さんは、婚姻により実父古代広志さんの戸籍から除籍されて、現代玲央さんの戸籍に入籍した後、平成25年2月5日に戸籍がコンピュータ化され、現在の戸籍となっております。そしてこの戸籍が証明する期間において、令和3年3月3日に近代竹夫さん梅子さん夫妻と養子縁組を行っています。なお、この場合、ひろ子さんは養親の姓には変更されず、婚姻の際に定めた姓のままです。

戸籍上、養親と実親は併記されず。普通養子縁組では、実親との相続関係もそのまま残りますので、養親の相続人となります。

ただではなく、実親の相続に関しても相続人となります（図表）。ひろ子さんは存命であることが確認できたので、このケースの相続人は配偶者である梅子さんと、養子であるひろ子さんの2名となります。

### その他の養子縁組による 戸籍の変更について

養子縁組には、養子が婚姻しているか、戸籍の筆頭者であるか等によって様々なパターンがあり、それによって戸籍も変化する点に注意が必要です。

### 婚姻した筆頭者が養子になる 場合

婚姻した戸籍筆頭者が養子縁組を行った場合には、その養子および養子の配偶者の姓は養親の姓となります。仮に養子縁組を行ったのがひろ子さんではなく、現代玲央さんであった場合には、玲央さんと配偶者のひろ子さんの姓は「近代」姓となります。戸籍については、養子縁

組を原因として、養子夫婦の「近代」姓による戸籍が新しく編製されます。

### 単身者が養子となる場合

婚姻していない単身者が養子縁組を行った場合には、単身者の姓を改めて養親の姓を名乗ることになります。戸籍については、原則として単身者である養子は養親の戸籍へ転籍しますが、例外が2つあります。

1つ目は、養子が養親の戸籍に入った場合です。例えば子を待つ夫婦が離婚し、その子が戸籍にいる父または母が再婚したとします。再婚相手と子には親子関係がないため両者間で養子縁組をした場合、身分事項に養子縁組をした旨が記載されません。

2つ目は親の戸籍に入っている未婚の子が養親となるなど、養親が戸籍の筆頭者や配偶者でない場合です。この場合、養子縁組を原因として養親と養子の戸籍が新しく編製されます。